

身体拘束等の適正化のための指針

合同会社 紋

訪問看護ステーション紋

1 身体拘束適正化に関する基本的考え方

(1) 身体拘束の原則禁止

身体拘束とは、利用者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪いある行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねません。当事業所では、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、拘束を容易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

(2) 身体拘束に該当する具体的な行為

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会」）より

(3) 拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

②非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

③一時性

身体拘束が一時的なものであること

※3要件を全て満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておく。

(4) 身体拘束実施に当たっての留意事項

① 本人、家族への説明と同意

心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、場所、期間等を文章で説明し、同意を得る。

②身体的拘束に関する記録の義務付け

具体的な記録は「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いるものとし、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次のその記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、サービス事業者間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

③最小限の実施、早期解除に努める

身体拘束を実施している間、3要件に該当するかどうか常にモニタリングを行い、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。モニタリングは、実施に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応が必要。

2 身体的拘束適正化を図る体制

(1) 身体拘束適正委員会の設置

(2) 当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。なお「虐待防止検討委員会」と同時に開催することができるものとする。委員会は3月に1回とし、次のことを検討、協議します。また、委員会の決定も職員に周知徹底します。

② 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討

④ 身体拘束に関する研修の企画・実施

⑤ ⑤日常の支援をモニタリングし、利用者的人権を尊重した適切な支援が行われているかを確認、指導

(2) 委員会の構成員

委員会の構成員は、当事業所の介護支援専門員で構成する。なお委員長は管理者とし委員長が不在や緊急時には担当ケアマネが代役を務める。

なお、急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合）は、委員会が開催できない事が想定されるため、各介護支援専門員の意見を盛り込み委員長を中心に検討する。

3 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のため、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正研修を実施する。研修の内容としては、身体拘束適正化に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資

する内容とする。なお、身体拘束適正化のための研修は虐待防止研修と一本化として行うことができる。

4 日常的支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じない為に、日常的に以下のこと取り組む。

- ② 暴力など明らかな虐待行為は犯罪であり、即時報告や通報を行う。
- ②利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ③不適切な言動を見て見ぬふりをしないように努める。
- ④事業所全体でチームとして考え、一人で抱え込まない。

5 利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示するとともにホームページ等に掲示することで、いつでも利用者やその家族及び職員が閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和6年1月1日から施行する。

訪問看護ステーション糸